

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和6年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,304事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から252事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係609人（行政職に相当する調査実人員571人）初任給関係以外の調査職種11,001人（行政職に相当する調査実人員9,822人）

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、90,274人、行政職に相当するものは、69,408人

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	208	99	77	32
農 業 、 林 業 、 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 業 採 取 業 、 建 設 業	7	2	2	3
製 造 業	120	55	48	17
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業	30	13	11	6
卸 売 業 、 小 売 業	12	12	0	0
金 融 業 、 保 険 業、 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	2	1	1	0
教 育、 学 習 支 援 業、 医 療、 福 祉、 サ ー ビ ス 業	37	16	15	6

- (注) 1 調査対象事業所252所のうち、調査完了事業所は208所、調査不能となった事業所は44所、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は5所である。
- 2 調査完了率は、84.2%であり、以下のとおり算出した。
調査完了率＝調査完了事業所 208所／(調査対象事業所 252所－調査対象外事業所 5所)×100
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業分類における大分類「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	223,652	227,986	218,473	225,475
	短 大 卒	192,878	204,621	175,933	196,167
	高 校 卒	182,841	184,160	182,747	178,777
新卒事務員	大 学 卒	217,043	221,596	208,368	223,768
	短 大 卒	182,666	203,661	152,700	192,750
	高 校 卒	178,114	183,237	171,261	177,833
新卒技術者	大 学 卒	231,370	236,931	226,607	232,300
	短 大 卒	201,716	205,214	196,064	203,000
	高 校 卒	186,807	185,347	189,819	179,344

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

第15表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	56.5	988,226	101	988,125
	工 場 長	26	55.7	822,504	6	822,498
	事 務 部 長	257	53.4	716,269	832	715,437
	技 術 部 長	466	52.5	761,888	1,620	760,268
	事 務 部 次 長	161	52.6	695,813	12,379	683,434
	技 術 部 次 長	129	51.3	659,314	5,433	653,881
	事 務 課 長	507	50.3	568,319	23,675	544,644
	技 術 課 長	762	50.2	587,844	16,474	571,370
	事 務 課 長 代 理	268	44.4	540,692	68,186	472,506
	技 術 課 長 代 理	462	40.2	527,817	71,879	455,938
	事 務 係 長	606	46.2	452,413	64,044	388,369
	技 術 係 長	515	48.4	491,389	57,055	434,334
	事 務 主 任	519	42.9	381,324	45,703	335,621
	技 術 主 任	798	46.0	494,459	89,653	404,806
	事 務 係 員	2,150	40.9	347,488	44,255	303,233
技 術 係 員	2,188	37.4	369,292	60,038	309,254	

(注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
 (以下2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 企業規模500人以上、本表 3 企業規模100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 係 職 種	支 店 長	5	56.1	1,065,941	0	1,065,941
	工 場 長	21	56.5	865,082	0	865,082
	事 務 部 長	203	53.2	748,245	988	747,257
	技 術 部 長	373	52.4	793,144	1,790	791,354
	事 務 部 次 長	92	52.4	754,223	986	753,237
	技 術 部 次 長	70	51.8	702,791	1,972	700,819
	事 務 課 長	374	50.5	600,964	26,966	573,998
	技 術 課 長	570	50.6	608,922	16,728	592,194
	事 務 課 長 代 理	193	42.3	568,042	75,130	492,912
	技 術 課 長 代 理	399	39.6	532,574	71,294	461,280
	事 務 係 長	436	46.2	468,394	68,580	399,814
	技 術 係 長	377	48.9	505,596	54,954	450,642
	事 務 主 任	312	43.0	390,539	44,384	346,155
	技 術 主 任	602	46.6	515,760	95,532	420,228
	事 務 係 員	1,325	41.6	363,343	47,826	315,517
技 術 係 員	1,414	37.8	384,356	66,800	317,556	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 9級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7級、8級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 5級、6級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級、4級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級、4級)
	行政職給料表 1級

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 係 職 種	支 店 長	3	57.0	880,123	242	879,881
	工 場 長	4	54.6	728,552	26	728,526
	事 務 部 長	47	54.1	623,455	80	623,375
	技 術 部 長	84	53.5	610,188	836	609,352
	事 務 部 次 長	65	52.9	616,231	30,771	585,460
	技 術 部 次 長	58	50.5	584,316	11,693	572,623
	事 務 課 長	123	49.7	476,971	12,938	464,033
	技 術 課 長	182	48.2	481,947	15,901	466,046
	事 務 課 長 代 理	65	51.2	456,428	45,650	410,778
	技 術 課 長 代 理	55	46.9	483,617	84,953	398,664
	事 務 係 長	132	45.7	416,318	51,217	365,101
	技 術 係 長	113	46.5	440,535	65,292	375,243
	事 務 主 任	153	42.2	375,408	50,231	325,177
	技 術 主 任	157	43.9	405,940	64,773	341,167
	事 務 係 員	707	39.7	323,253	38,994	284,259
技 術 係 員	676	36.3	329,272	41,367	287,905	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 7級、8級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長―課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5級、6級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長―係長間)	行政職給料表 4級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長―係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級)
	行政職給料表 1級

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額		
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	-	-	-	-	-
工 場 長	1	X	X	X	X
事 務 部 長	7	53.9	529,876	2,254	527,622
技 術 部 長	9	52.3	538,847	0	538,847
事 務 部 次 長	4	53.0	475,663	1,530	474,133
技 術 部 次 長	1	X	X	X	X
事 務 課 長	10	50.3	447,587	34,999	412,588
技 術 課 長	10	53.0	453,071	0	453,071
事 務 課 長 代 理	10	52.6	388,572	37,535	351,037
技 術 課 長 代 理	8	49.3	360,535	33,750	326,785
事 務 係 長	38	48.3	358,367	47,596	310,771
技 術 係 長	25	47.4	413,245	64,712	348,533
事 務 主 任	54	44.4	340,121	41,421	298,700
技 術 主 任	39	39.0	344,294	50,104	294,190
事 務 係 員	118	39.6	266,381	24,430	241,951
技 術 係 員	98	38.5	289,437	30,569	258,868

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 6 級、7 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 4 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2 級(一部は 3 級)
	行政職給料表 1 級

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額		
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)
		人	歳	円	円	円
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	9	53.1	798,741	9,893	788,848
	研 究 部 (課) 長	113	51.0	646,248	3,696	642,552
	研 究 室 (係) 長	39	53.6	657,909	8,771	649,138
	主 任 研 究 員	131	47.1	594,055	4,823	589,232
	研 究 員	213	33.1	366,328	34,323	332,005
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	X	X	X	X
	副 院 長	5	51.5	1,416,560	143,074	1,273,486
	医 科 長	2	45.5	1,017,226	68,097	949,129
	医 師	31	40.1	1,082,996	47,481	1,035,515
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	3	55.5	608,211	8,746	599,465
	薬 剤 師	21	35.4	352,963	42,875	310,088
	診 療 放 射 線 技 師	32	38.6	371,895	47,884	324,011
	臨 床 検 査 技 師	25	40.7	320,141	17,536	302,605
	栄 養 士	23	38.2	250,292	2,906	247,386
	理 学 療 法 士	65	34.1	319,909	8,989	310,920
	作 業 療 法 士	57	31.7	298,094	7,935	290,159
	総 看 護 師 長	3	59.8	472,031	0	472,031
	看 護 師 長	46	49.3	438,311	27,854	410,457
	看 護 師	155	40.0	348,463	50,424	298,039
准 看 護 師	63	49.5	314,227	23,969	290,258	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	5	57.7	685,608	0	685,608
	大 学 教 授	18	55.3	584,841	0	584,841
	大 学 准 教 授	18	48.8	502,056	0	502,056
	大 学 講 師	9	47.3	456,380	0	456,380
	大 学 助 教	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 教 頭	6	55.5	694,393	0	694,393
	高 等 学 校 教 諭	67	40.3	483,426	4,518	478,908

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考

構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）

部下に医師又は歯科医師5人以上

上記病院長に事故等のあるときの職務代行者

部下に医師又は歯科医師1人以上

部下に薬剤師2人以上

部下に看護師長5人以上

部下に看護師又は准看護師5人以上

第16表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		76.9 %
	配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る	64.6 %
	子 に 家 族 手 当 を 支 給 す る	76.1 %
家 族 手 当 制 度 が な い		23.1 %
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	12,657 円
	配 偶 者 と 子 1 人	19,515 円
	配 偶 者 と 子 2 人	26,208 円
	子 1 人	14,490 円
	子 2 人	25,374 円
	子 3 人	35,810 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は84.0%である。
 3 家族制度手当がある事業所を100とした場合の子に家族手当を支給する事業所の割合は98.9%である。
 4 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 5 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見 直 し 予 定 の 状 況	割 合
配 偶 者 に 対 す る 家 族 手 当 を 見 直 す 予 定 又 は 見 直 す こ と に つ い て 検 討 中	10.3 %
税 制 及 び 社 会 保 障 制 度 の 見 直 し の 動 向、他 の 民 間 企 業 の 見 直 し の 動 向、公 務 員 の 見 直 し の 動 向 等 に よ っ て は、見 直 す こ と を 検 討	12.8 %
配 偶 者 に 対 す る 家 族 手 当 を 見 直 す 予 定 は な い (検 討 も 行 っ て い な い)	76.8 %

- (注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第17表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
%	%	%	%	%	%
89.7	(56.3)	(4.0)	(26.2)	(13.5)	10.3

(注) ()内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む 通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
%	%	%	%	%	%
70.3	(37.9)	(8.7)	(27.6)	(25.8)	29.7

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ()内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規模計	%	%	%	%	%	%
	500人以上	58.7	41.3	54.3	45.7	54.9	45.1
	100人以上 500人未満	56.2	43.8	48.5	51.5	49.5	50.5
	50人以上 100人未満	64.5	35.5	62.1	37.9	62.3	37.7
		49.4	50.6	48.5	51.5	47.5	52.5

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	71.4 %	28.6 %	0.0 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		57.8 %	41.2 %	42.2 %
非 管 理 職		59.2	42.2	40.8

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第21表において同じ。）。
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
75.4 %	75.2 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。